

半田市立高根保育園の建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営法人募集要項

令和4年11月

半田市子ども未来部幼児保育課

目次

はじめに.....	2
1 高根保育園及び新設保育園の概要.....	2
2 主なスケジュール（予定）.....	2
3 応募資格.....	3
4 移転先用地（敷地・立地）の条件.....	4
5 施設整備の条件.....	5
6 運営内容の条件.....	6
7 申請手続き等について.....	7
8 選考について.....	8
9 引継ぎ・共同保育等について.....	9
10 三者協議会について.....	10
11 非常勤職員の雇用について.....	10
12 覚書の締結について.....	10
13 施設整備費について.....	10
14 その他.....	11

はじめに

半田市では、平成 30 年度に「半田市保育園等のあり方研究会」を設置し、有識者、保護者、事業者等と十分な意見交換を行い、幅広い教育・保育ニーズを把握したうえで、半田市保育園等公民連携更新計画の基本方針を取りまとめました。

こうして取りまとめた基本方針をもとに、質の高い教育・保育の提供と施設環境の充実・整備を図るため、「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定しました。

これに基づき半田市立高根保育園（以下「高根保育園」という。）の建替え・民間移管を実施するに際し、新設保育園の整備・運営を行う法人（以下「整備・運営法人」という。）を募集します。

応募を希望する方は、本要項、添付資料、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 68 号。以下「条例」という。）、愛知県の「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 9 月 20 日付け 12 児第 664 号愛知県健康福祉部長通知。以下「認可要件」という。）等の関係規定を熟読の上、申請書類を提出してください。

なお、募集施設は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づき、愛知県の認可を受けて設置する保育所が対象となります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。）等を満たすことが前提となります。

1 高根保育園及び新設保育園の概要

施設名称	高根保育園					
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	－	10人	12人	40人	60人	60人
実施事業	延長保育（18時まで）、障がい児保育、地域活動					
施設名称	新設保育園（建替え後）					
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	<u>6人</u>	<u>15人</u>	<u>18人</u>	20人	20人	20人
実施事業	延長保育（ <u>19時まで</u> ）、障がい児保育、地域活動 <u>一時保育</u>					

※ 設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

※ 令和 6 年 1 2 月 1 日時点で入所している児童が継続して入所できるように考慮すること。

※ 施設に余裕がある場合、定員の弾力化による受入れを行っていただくことがあります。

2 主なスケジュール（予定）

令和 4 年 1 1 月 2 8 日	整備・運営法人募集開始
令和 5 年 4 月 2 1 日	整備・運営法人募集〆切
令和 5 年 6 月	整備・運営法人決定

令和5年 7月	保護者・地元説明会開催 (整備・運営法人、立地等の紹介)
令和5年 9月～	三者協議会開催 (以降、2～3か月に1回開催)
令和6年 2月～ 3月	新設保育園建設工事開始
令和6年 4月	引継ぎ開始
令和6年12月	共同保育開始
令和7年 2月	新設保育園完成
令和7年 4月	新設保育園開園

※ 日程は都合等により、変更となる場合があります。

3 応募資格

以下の要件を満たすこと。

- (1)社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等法人格を有すること。
- (2)令和4年11月1日時点で、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の運営実績が原則2年以上あること。または、認可外保育施設を設置・運営し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書等が交付されており、返還を求められていない事業者であり、運営実績が原則2年以上あること。
- (3)保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (4)安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (5)半田市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (6)本要項に定めるもののほか、児童福祉法、国の通知通達、条例、認可要件等の関係規定及び、半田市の指導を遵守できること。
- (7)「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)及び「『保育所の設置認可等について』の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)の各法人別の審査基準を満たす又は満たす見込みであること。
- (8)資産要件として、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること(年間事業費の目安については、別添4を参照。)。また、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (9)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

- イ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他半田市税を滞納している者
- ウ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
- エ 半田市暴力団排除条例（平成 23 年半田市条例第 19 号）第 2 条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

4 移転先用地（敷地・立地）の条件

(1) 保育所を建設する土地について（移転先用地）

- ア 移転先用地は、平地町を加えた亀崎小学校区域内で現施設の近傍とすること。
現在地から直線距離で 500m 以内が望ましく、離れても 1 km 以内とすること。

※ 亀崎小学校通学区域

亀崎大洞町・亀崎北浦町・亀崎新田町・亀崎月見町・州の崎町・亀崎相生町・亀崎常盤町
亀崎高根町・亀崎町・阿原町・潮干町・神前町・一本木町・平地馬場町・のぞみが丘

(2) 敷地・立地の条件

- ア 保育所を設置する土地は、整備・運営法人が自己所有（取得予定を含む。）により確保することを原則とする（応募の時点では、取得予定でも可とするが、所有者承諾書、または応募者の購入確約書の添付を要するものとする。）。ただし、保育所を設置する土地について、国若しくは地方公共団体から賃借する場合、またはそれ以外の者から賃借する場合で、下記の条件を満たしているときは、土地の賃借（貸借予定を含む。）により保育所等の用地を確保することも可とする。

(ア) 応募の時点では、土地の貸借予定でも可とするが、所有者承諾書の添付を要するものとする。

(イ) 地上権、または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること（例外として、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、地上権、または賃借権の登記は不要とする。）。

(ウ) 賃借料及びその財源について、保育所を経営する事業を長期にわたり安定的かつ継続的に行われることが可能であること（収支予算書に適正に計上すること。）。

(I) 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年児発第 732 号）、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年雇児発第 0524002 号）を確認のうえ遵守すること。

- イ 敷地外の公道等への避難路が確保されているなど、保育所の用地として安全性が確保されていること。

ウ 隣地・道路との境界が確定している、または市長が指定する期日までに確定できる土地であること。

エ 抵当権など所有権以外の権利が設定されていない、または市長が指定する期日までに全て抹消できる土地であること。

オ 賃借の場合は、土地所有者が半田市暴力団排除条例（平成 23 年半田市条例第 19 号）第 2 条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではなく、また、それらの利益となる活動等を行うものでないこと。

- カ 既存の保育所等が近接していないこと。ただし、既存の保育所等と設置運営しようとする保育所が同一の法人等の場合は、この限りではない。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から保育所の用地として望ましくない環境にないこと。
- ク 保育所としての土地利用に当たって、建築基準法、都市計画法、農地法その他関係法令等により保育所の設置運営に支障をきたす制限がないこと。
- ケ 土地に関する一切の費用については、整備・運営法人の負担とする。

5 施設整備の条件

(1)建物

整備・運営法人が用意した保育所用地に園舎を新設し所有することとし、地階は設けないこと。

(2)施設整備の基準

条例等の基準（別添 1 参照）を満たすとともに、次の事項についても厳守すること。

ア 室内空気中の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成 14 年 2 月 7 日医薬発第 0207002 号））未満であること。

※ 整備・運営法人として決定され、保育所整備を行った後の市の完了検査後（令和 7 年 3 月予定）に内容を証明する書類を提出して頂きます。

イ 工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、半田市の契約規則等に準拠すること。

ウ 工事請負・備品購入等の入札等は、補助金交付決定後、半田市の指導のもと、行うこと。

エ 児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、保育室等を 2 階に設置する場合の要件については十分留意すること。

(ア)遊戯室について

保育室と別に遊戯室を設けることとし、児童の活動に支障のない、十分な広さと設備を確保すること。

(イ)屋外遊戯場について

専用の屋外遊戯場を設け、砂場や大型遊具、植栽を設けるなど、充実した保育環境となるような提案を行うこと。

(ウ)調理室

- a 安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
- b 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）を参考とし、必要な項目を取り入れること。

(I)駐車場及び駐輪場

a 駐車場

送迎は、保護者の責任のもと行うこととなるので、送迎に利用できるよう、現在の高根保育園の駐車場（敷地外含む 20 台程度）と同程度の台数の駐車可能な送迎用駐車場を設置すること。

敷地内の設置が難しい場合は、近隣に送迎用駐車場（賃借含む。）を確保すること。また、保護者及び地元意見・要望等に柔軟に対応すること。

b 駐輪場

設置すること。台数等については、定員・周辺の状況等を考慮した提案とすること。また、保護者及び地元意見・要望等に柔軟に対応すること。

(オ)その他

- a 選定後に設置する三者協議会（高根保育園等の保護者、整備・運営法人及び半田市の三者で構成する協議会）による協議で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。
- b 地元自治区等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、整備・運営法人の責任において、誠意を持って対応すること。
- c 以下の整備内容を取り入れること
 - ・ 各保育室内に手洗いを設置すること。
 - ・ 調乳及び沐浴の設備を、それぞれ保育室と別の区画に設けること。
 - ・ 医務スペースはロールカーテンで仕切るなど、衛生面や子どもの静養環境などに配慮すること。
 - ・ 保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
 - ・ 各保育室からの2方向の避難経路を確保すること。
 - ・ 児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。
 - ・ 児童の年齢及び人数について、弾力的な受入れが可能な仕様とすること。
 - ・ その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策などのほか保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に則った保育を実施できる環境を整備すること。
- d 上記のほか、現施設が備える部屋や設備については、原則として同等以上のものを整備すること。
- e 令和7年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、令和7年2月末日までに必ず園舎を完成させ、同年3月10日までに市の完了検査を受けること。また、建設工事の進捗状況については保護者、近隣住民等に周知するとともに、定期的に市に報告を行うこと。なお、運営開始前には安全確認を十分に行うこと。

(3)備品

原則として整備・運営法人が新たに用意することとする。

6 運営内容の条件

- (1)整備・運営法人が、直接、新設保育園を管理し運営すること。
- (2)児童福祉法、条例、認可要件、保育所保育指針、その他関係法令を遵守すること。
- (3)整備・運営法人の独自性を活かしつつ、現在の高根保育園における保育運営（保育内容、年間行事、地域とのかかわり、保護者の費用負担等）をできる限り継承すること。また、変更しようとする場合は事前に保護者と協議すること。
- (4)その他、当該保育所の運営の条件は、別添2に定める。

7 申請手続き等について

(1)申請手続き

ア 受付場所

半田市子ども未来部幼児保育課

半田市東洋町2丁目1番地

0569-84-0660

イ 受付期間

令和5年4月17日(月)～4月21日(金)

(土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時まで受付)

あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しください。予約がない場合は、対応できない可能性があります。

ウ 申請書類

別添3のとおり

(2)質問等

質問については、質問票(別添12)を使用し、令和4年12月12日(月)及び令和5年3月6日(月)までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼児保育課ホームページで公表します(質問者の氏名等の公表は行いません)。

(3)応募スケジュール ※都合により、日程等を変更する場合があります。

ア 募集要項の公告	令和4年11月28日(月)
イ 質問書受付①	令和4年11月28日(月)から12月12日(月)まで
ウ 質問書回答①	令和4年12月26日(月)
エ 参加表明書受付	令和5年2月13日(月)から2月17日(金)まで
オ 質問書受付②	令和5年2月20日(月)から3月6日(月)まで
カ 質問書回答②	令和5年3月20日(月)
キ 申請書提出期間	令和5年4月17日(月)から4月21日(金)まで (土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで受付)
ク ヒアリング等	令和5年5月上旬から下旬予定
ケ 審査結果通知	令和5年6月予定
コ 新設保育園開園	令和7年4月

(4)ヒアリング等

提案書に沿い、ヒアリング及び実地審査を実施します。ヒアリング及び実地審査の日は指定させていただきますのでご了承願います。実施に当たっては、施設長予定者及び原則として法人代表者が出席してください。

なお、施設長予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長を変更することは原則として認めません。やむを得ず変更する場合は、再度ヒアリングを行いますが、その結果によっては整備・運営法人としての決定を取り消すことがあります。

(5)その他

ア 申請書類の提出方法は、幼児保育課へ持参としますが、副本については郵送も可能とします。ただし、提出期間内必着とし、事故等による未着は事業者の責任となります。

- イ 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、半田市が必要と認めるときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ウ 法人の本部及び現在運営している施設（実地審査施設を除く）等の現地確認を行う場合があります。
- エ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等、法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。
- オ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。
- カ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和 61 年半田市条例第 6 号）に基づき、半田市として客観的に判断し決定します。
- キ 半田市に提出された申請書等は、返却いたしません。
- ク 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ①申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
 - ②申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - ③申請書等に虚偽の記載があった場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ケ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがあります。
- コ 審査結果通知により整備・運営法人として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規定に基づいた保育所整備を行えなかった場合、整備・運営法人としての地位を取り消す場合があります。

8 選考について

(1)選考方法について

選考委員会が、提出された申請書等について、書類審査、ヒアリング及び実地審査等を行い、評価点の最も高い事業者を選考します。

なお、最上位評価者が辞退又は失格となったときには、次点評価者を繰り上げて、選考事業者とする場合があります。

また、審査の結果、該当者なしとなった場合には、再公募を行う場合があります。

(2)書類審査及びヒアリング審査項目

運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	施設長が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること

職員配置の適切性	職員の労働条件、給与に対する考え方が適切であること
運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	保育の内容について、保育所保育指針に従うこと
	保護者と密接な連絡をとること
	個人情報の保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
施設・整備の適切性	児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
	保健衛生及び危害防止が考慮されていること
その他必要と認める事項	運営の質
	施設的环境

(3) 実地審査項目

子どもの尊重	保育方針の共通理解と全体的な計画等の作成
	子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施
	快適な施設環境の確保
	一人ひとりの子どもに個別に対応する努力
	保育上、特に配慮を要する子どもへの取組
	苦情解決体制
保育の実施内容	保育の内容
	健康管理・衛生管理・安全管理
	人権の尊重
	保護者との交流・連携
地域支援機能	地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供
	保育園の専門性をいかした相談機能
開かれた運営	保育園の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ
	サービス内容等に関する情報提供

9 引継ぎ・共同保育等について

円滑な移行に向けて、引継ぎ・共同保育を確実に実施すること。引継ぎ・共同保育の計画については、半田市と協議の上作成すること。（別添 5 参照）

(1) 引継ぎについて

ア 期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 内容 施設長予定者及び主任保育士予定者が、引継ぎを行い、また年間を通じて行事等に参加することにより、保育の状況を把握する。

(2)共同保育について

ア 期間 令和6年12月1日～令和7年3月31日

イ 内容 各年齢1名のクラス担任保育士予定者（計6名）が高根保育園で半田市職員と共同で保育にあたることにより、円滑な移行に努める。

ウ 頻度 原則週5日

(3)引継ぎ・共同保育に要する経費について

半田市が予算の範囲内で、従事した者の人件費相当額（上限あり）を支払う。

(4)その他

調理員等の業務についても、新設保育園の開園までに確実に引継ぎを行うこと。

10 三者協議会について

(1)整備・運営法人決定後、高根保育園等の保護者、整備・運営法人及び半田市で構成する三者協議会を定期的開催し、移管後の保育内容等について、話し合いを行うこと。（詳細は別添6-1、別添6-2参照）

(2)移管後についても一定期間、三者協議会を継続すること。

(3)三者協議会で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。

11 非常勤職員の雇用について

令和6年3月31日時点で、高根保育園に勤務している非常勤職員が新設保育園での勤務を希望する場合は、雇用について最大限配慮すること。

12 覚書の締結について

整備・運営法人は、新設保育園の整備及び民間移管後の運営内容等について市と覚書を締結すること。（別添7及び8参照）

13 施設整備費について

整備・運営法人は、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により、施設整備事業を実施すること。なお、資金計画は、国庫補助制度の改正や建築単価の高騰等に対応できるような柔軟性を持たせること。

施設整備に係る補助金は、半田市民間保育所等整備費補助金交付要綱による（補助金の目安及び計算方法については、別添4並びに様式第8号を参照）。

※別添4並びに様式第8号記載の補助金額の算定方法は、令和4年4月現在のものです。国の制度改正等により補助制度が変更となる場合があります。

※補助制度については、半田市の予算成立状況で交付の可否が決定されるものであるため、補助金額等は変更となる場合があります。

※半田市は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村になります。

14 その他

- (1)本募集要項の記載内容については、国、愛知県及び半田市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2)本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、半田市と協議し定めることとします。
- (3)保育所の設置認可後に、愛知県及び半田市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4)不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。
- (5)高根保育園への連絡、訪問等は通常の保育に影響を与えるおそれがありますので、ご遠慮ください。

問い合わせ先 〒475-8666 半田市東洋町2-1
半田市子ども未来部幼児保育課
電 話 0569-84-0660
F A X 0569-23-4162
Eメール yojihoiku@city.handa.lg.jp